

社会福祉法人 吉備健生会定款施行細則

(趣旨)

第1条 定款第41条の規定により定款施行細則を定める。

(役員選任)

第2条 定款第9条に規定する評議員及び定款第15条に規定する理事、監事は次の各項に掲げる者から選任する。

2. 評議員7名、理事6名

(1) 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

(ア) 社会福祉に関する教育を行う者

(イ) 社会福祉に関する研究を行う者

(ウ) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

(エ) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

(2) 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

(ア) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

(エ) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

(オ) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

(3) 本荘施設職員代表者

3. 監事2名

(1) 社会福祉事業について知識、経験を有する者

(2) 本法人の財務諸表等を監査しうる者

(役員報酬)

第3条 役員には本法人旅費規程第3条及び第16条の規定により実費を弁償する。

(理事長の専決事項)

第4条 理事長は、定款第24条第1項により次に掲げる事項を専決できるものとする。

(1) 施設長を除く職員の任免

(2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負及び物品納入のうち次に掲げる事項（社会福祉法人吉備健生会経理規程第67条第1項第1号により随意契約ができることとされている金額を超えないものに限る。）
 - ア．日常的に消費する給食材料、消耗品費等の日々の購入
 - イ．施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ．緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（当該取得金額等が300万円を超えるもの等法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（当該物品の評価額が300万円を超えるものを除く。）
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）

（業務執行理事の業務事項）

第6条 業務執行理事は、定款第17条第2項により次に掲げる日常業務を専決する。

- (1) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (4) 建設工事請負及び物品納入のうち次に掲げる事項
 - ア．日常的に消費する給食材料、消耗品費等の日々の購入 100万円未満のもの
 - イ．施設整備の保守管理、物品の修理等 100万円未満のもの
 - ウ．緊急を要する物品の購入等 100万円未満のもの
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（当該取得金額等が100万円を超えるもの等法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (6) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（当該物品の評価額が100万円を超えるものを除く。）
- (7) 予算上の予備費の支出

- (8) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- (9) 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- (10) 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (11) 法人の事務に係る軽易な公示、通知、催告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事
- (12) その他理事長が特に指定した事項に関する事

（特別会計）

第7条 公益事業を行う場合には、当該事業に関する会計は特別会計とする。

ただし、定款第36条に規定する居宅介護支援事業については特別会計としない。

（業務及び財務等の情報）

第8条 法人の業務及び財産に関する情報は広報紙への掲載のほか、法人事務所における閲覧等の方法により公表する。

（施行）

第9条 この施行細則の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この施行細則は平成11年 5月27日から施行する

この施行細則は平成13年 1月25日から施行する

この施行細則は平成17年 5月27日から施行する

この施行細則は平成24年11月22日から施行する

この施行細則は平成29年 4月 1日から施行する